

## 運転免許証の記載事項変更手続き案内

受付場所	受付曜日・時間
<b>福井県運転者教育センター</b>  ・春江 坂井市春江町針原58-10  ・嶺南 三方上中郡若狭町倉見1-51  ・奥越 大野市南新在家32-1-4  ・丹南 越前市余田町2-1-1	月曜日～金曜日  (祝日・年末年始を除く)  午前9時30分～午後0時 午後2時～午後5時15分
住所地を管轄する警察署  (分庁舎を含む)	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  午前8時30分～午後5時15分
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証</li> <li>○本籍(国籍)、氏名、生年月日の変更のある方                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍(国籍)記載の住民票(コピー不可、<b>個人番号(マイナンバー)の記載のないもの</b>)を提出</li> <li>・住民基本台帳法の適用を受けない方は、旅券等</li> </ul> </li> <li>○住所を変更する方                         <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票(コピー不可、<b>個人番号(マイナンバー)の記載のないもの</b>)、在留カード、特別永住者証明書、住所を確認できる書類(健康保険証、公的郵便物等)の提示</li> </ul> </li> </ul>
手数料	無料

**注) 個人番号の通知カードは運転免許関係で利用できません。**

詳しくは、各運転者教育センターにお問い合わせください。

福井県運転者教育センター(春江) 0776-51-2820

奥越運転者教育センター 0779-66-7700

丹南運転者教育センター 0778-21-3613

嶺南運転者教育センター 0770-45-2121

◎市町村合併に伴う記載事項の変更について

県内の市町村合併に伴う市町村名のみの変更は、免許更新時に変更されますので届け出の必要はありません。なお、更新時まで免許証への記載(裏面に記載)を希望される方は、上記の各センター・警察署で変更手続きができます。(住民票又は住所を確認できる書類は不要です)

◎更新期間に入っている方は、運転者教育センターにて更新時に変更します。

◎平成21年5月11日から、県外から転入の方についても写真が不要になりました。

◎IC運転免許証を所持している方で、生年月日を変更する場合は、免許証を新しく再作成しますので各運転者教育センターに来所してください。